

報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 聖和共働福祉会（以下「法人」という）定款に基づき、評議員、理事、監事及び評議員選任解任委員の報酬について定めるものとする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員が評議員会に出席した時は、交通費の実費を弁償する。
2 評議員が評議員会以外で、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、業務を執行するために要する費用及び交通費の実費を弁償する。

(理事の報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、交通費の実費を弁償する。
2 理事長及び事務局長に対しては、それぞれ月額5万円を限度として、評議員会で決議された金額を報酬として支払うことができる。
3 理事長が理事会以外で、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、業務を執行するために要する費用及び交通費の実費を弁償する。
4 理事が理事会以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の名を受けて、その業務にあたった場合は、業務を執行するために要する費用及び交通費の実費を弁償する。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会に出席した時は、交通費の実費を弁償する。
2 監事が法人又は施設の指導監査への立ち合い及び運営状況を指導、監査の業務にあたった場合は、交通費の実費を弁償する。

(評議員選任解任委員の報酬)

第5条 評議員選任解任委員が委員会に出席した時は、交通費の実費を弁償する。

(支給日及び支払方法)

第6条 理事長及び事務局長に対して支払われる月額報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に、現金にて支払い、領収印をもらう。
2 その他の実費弁償は、その都度、現金にて支払い領収印をもらう。

(適用除外)

第7条 施設の職員で理事、評議員選任解任委員を兼務するものは、第3条及び第5条に定める報酬を適用しない。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は評議員会が決議する。

(付則)

この規程は、2017年4月1日より施行する。

この規程は、2020年6月21日より施行する。

了解事項

この規程の制定に伴い、2003年3月24日改定施行された「役員報酬規程」を廃止する。